

細胞外小胞振興議員連盟 規約

(目的)

第一条 本会は細胞外小胞の振興を目指し、必要な政治・行政・社会制度の抜本的な見直しに勇気と真心をもって取り組むものとする。

(名称)

第二条 本会は細胞外小胞振興議員連盟 通称「エクソソーム議連」と称する。

(事務所)

第三条 本会の事務所を東京都千代田区永田町衆議院議員会館に置く。

(事業)

第四条 本会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、 細胞外小胞の振興を目指して、院内における関係機関及び関係議員の間の緊密な連携強化を図ること。
- 二、 細胞外小胞振興を実現するため、各種の立法その他必要な措置を講ずること。
- 三、 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第五条 本会は、本会の趣旨に賛同する「自民党国会議員」をもって組織する。

(役員)

第六条 本会に第四条の事業を執行するため次の役員を置く。

会長	一名	会長代行	一名	副会長	若干名
幹事長	一名	副幹事長	若干名		
幹事	若干名	事務局長	一名		
事務局次長	若干名				

(役員を選任)

第七条 会長は総会において本会の構成する国会議員のうちから選出する。その他の役員は会長の指名によって定める。会長の任期は一年とし再任を妨げない。

(会費)

第八条 本会は会費を徴収しない。

(運営事項の委任)

第九条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。